

入札監理小委員会における審議結果報告 日本年金機構「国民年金保険料収納事業」

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

本業務は、日本年金機構（以下「機構」という。）が実施している国民年金保険料の収納業務のうち国民年金保険料の滞納者（強制徴収対象者を除く。）に対する納付督促や免除等申請勧奨及び実施状況報告業務を実施するものであり、以下の①から④の業務を包括的に実施している。

- ① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務
- ② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務
- ③ 事業報告書等の作成・報告業務
- ④ 月例打ち合わせ会議等の対応

(2) 選定の経緯

令和 8 年 5 月に開始予定の次期事業は、公共サービス改革基本方針（令和 6 年 6 月 25 日閣議決定）により選定されている。

なお、現在、令和 5 年度開始事業（契約期間：令和 5 年 1 月～令和 8 年 5 月）を実施しているところ、同事業の評価は、令和 7 年 6 月に予定している。

(3) 留意事項

本事業は、国民年金法等の特例に基づく事業であることに加え、事業者ヒアリングを踏まえた履行準備期間「9 ヶ月間」の確保のため、入札時期を前倒し、事業評価より先に実施要項の審議を実施することとしている。

なお、実施要項の見直しに当たっては、本来、事業評価の際に議論されるサービスの質の確保や経費に係る改善点等を、可能な限り考慮している。

2. 競争性を改善するために実施した取組

(1) 履行準備期間の見直し

前回調達時に実施した事業者への意見聴取において、2 者から「新規参入するために必要なシステム開発及び要員並びに設備等の確保を行うための契約日から履行開始日までの履行準備期間が短い」との回答があり、特に、システム開発に要する履行準備期間は、「8 ヶ月間」程度と回答した事業者もあることから、契約日から履行開始日までの履行準備期間を前回調達の「3 ヶ月間」から「9 ヶ月間」に見直す。

(2) 入札単位の見直し

前回調達時の入札単位は、大小様々な規模の「16 地区」に区分けしていたが、小規模地区の委託費ではシステム開発及び要員並びに設備の準備に掛かるイニシ

ヤルコストの回収が難しいことが参入障壁であったと考え、入札単位を現行の「16 地区」から「4 地区」に見直す。

【資料 1－2 8/382、17/382 頁、34/382 頁】

(3) 評価項目の見直し

前回調達の総合評価落札方式における技術点は、督励手法の内容や効果見込み等の評価項目を設定していたため、新規参入事業者よりも本事業の経験を有する現契約事業者が技術点を獲得しやすい傾向にあったことから、現契約事業者と新規事業者の格差を是正するため、具体的な督励計画件数等の業務量を評価する内容に見直す。

【資料 1－2 70/382 頁、74/382 頁】

(4) 情報開示事項の見直し

前回調達は、過去の事業実績を公告の際に公表していたが、事業者が受注の可否を判断するためには、本事業に要する業務量を把握する必要があることから、パブリックコメント時に公表することで、業務量を試算するために事業者が必要とする数値に不足がないか情報収集を可能とするよう見直す。

【資料 1－2 80/382～192/382 頁】

(5) 意見聴取実施に係る見直し

意見聴取（パブリックコメント）を実施する際、前回調達時は HP への掲載に加え 33 者を対象に個別に声がけをしたが、次回調達においては、新規事業者の拡充のため幅広に実施するよう見直し、前回調達時の約 5 倍となる 167 者を対象に声がけを行った。

なお、実施要項案の見直しについて、否定的な意見はなかった。

3. 実施要項（案）の審議結果

【論点 1】 入札単位の見直しに伴い 1 地区が広域になった。地区内において保険料納付率や達成率に差が生じないように、公平性を保った事業運営をしていたきたい。

（資料 1－2 8/382 頁、17/382 頁、34/382 頁）

【対応 1】 滞納者数が均等に近くなるよう 4 地区に区分けしており、また、全 309 事務所それぞれに達成目標を設定している。事業者は、設定された各事務所の目標達成に向け業務を実施することから、地区内における公平性が保たれると考えている。

【論点 2】 入札単位の見直しの方針として、地区減少のメリットとして考えられる行政コストの削減、事業者の一般管理費の削減、イニシャルコストの削減を考慮しているか。また、予定価格への影響をどのように検討したのか。

(資料1-2 8/382頁、17/382頁、34/382頁)

【対応2】 新規事業者にとって小規模地区のイニシャルコストの回収が困難であることが参入障壁であると考えた結果、入札単位を16地区から4地区に見直している。行政コストに関しては、16地区全てに異なる事業者が参入した場合、機構の管理・監督の業務量が多大なものとなりうるが、4地区4事業者であれば、現行2者ということからもコストが大きく増大化しないと考えている。

事業者の一般管理費及び予定価格への影響については、今後の意見聴取の際に聴取し、検討したい。

【論点3】 「事業の引継ぎ」の記載について、「現行の受託事業者から本件の受託事業者への引継ぎ」と「本件の受託事業者から次期事業者への引継ぎ」とを分けて書いてはどうか。(資料1-2 15/382頁)

【対応3】 ご指摘を踏まえて修正する。

【論点4】 「(i) 重大な法令違反を行った」「(iii) その他重大な不祥事を起こした」における、“重大な”とは、具体的にどの程度の状態を指すのか。また、誰が判断するのか。(資料1-2 16/382頁)

【対応4】 機構の社会的信用を損なう恐れがあると機構が判断できる程度を想定している。

【論点5】 「⑬ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること」における「極度に」とは、具体的にどの程度の状態を指すのか。また、誰が判断するのか。(資料1-2 16/382頁)

【対応5】 契約不履行に陥る恐れがあると機構が判断できる程度を想定している。

【論点6】 評価に際し、事業者は「1席1時間あたりの平均電話件数」及び「接触者との通話から督励事蹟の入力までに要する時間」を提出する必要があるが、事業者の負担軽減を鑑み、「接触者との通話から督励事蹟の入力までに要する時間」は不要ではないか。(資料1-2 70/382頁)

【対応6】 事業者の提出情報として、「1席1時間あたりの平均電話件数」で十分であると考え、「接触者との通話から督励事蹟の入力までに要する時間」を削除し、「1席1時間あたりの平均電話件数は、目標を達成するために合理的かつ効率的な業務量であるか。」と修正する。

【論点7】 情報セキュリティの観点から、民間事業者の職員の異動によるリスク回

避のため、職員の勤続年数などを評価項目に加えることはできないか。
(資料 1-2 71/382 頁)

【対応 7】 情報セキュリティについては、立入検査や報告物による定例確認によりリスク回避を実施している。民間事業者の職員の勤続年数の評価については、将来的な検討課題としたい。

【論点 8】 財務省通知に基づき、賃上げによる加点措置について、検討いただきたい。(資料 1-2 75/382 頁)

【対応 8】 財務省通知の対象は国の行政機関であると承知している。

【論点 9】 履行準備期間を従来と比べて長期間確保しても、システムを有する既存事業者の優位性が懸念されるため、既存のシステムを新規事業者に移行することはできないか。

【対応 9】 システムは各事業者のノウハウが含まれており、総合評価落札方式の技術点に影響を与える部分があることから、事業者間でのシステム移行は困難であると考えている。

他方、将来的に機構内でのシステム開発によるインハウス化を検討していることもあるため、今後の参考としたい。

【論点 10】 ほとんどの地区・年度で目標達成しているが、目標設定が甘かったのではないか。

【対応 10】 事業者側で保険料納付率及び目標達成率を向上させるため、創意工夫の上、応札時点で設定した目標以上に業務を行った結果、高い達成状況に繋がっていると考えます。

【論点 11】 資料 1-2 の 4/382 頁に定義を置いている「納付督励等」以外にも、実施要項全体に「等」があるが、可能な限り明確化するべきではないか。

【対応 11】 業務上重要な箇所の「等」については定義を置いており、新規事業者も含め、実施要項全体として「等」としても実施要項の内容で業務が遂行可能であるものについては特段定義を置いていないところ。なお、本事業に関して、前回調達時の約 5 倍の 167 者に意見聴取を実施したが、「等」により業務内容が不明である旨のご意見や「等」の具体的内容についてのご質問はなく、新規事業者を含めた受託事業者の業務遂行に影響は出ないものと思料している。今後民間事業者から疑義があれば対応したい。

4. パブリックコメントへの対応

令和6年9月18日（水）から令和6年11月18日（月）までの62日間、パブリックコメントを実施した結果、7者からのべ12件の意見があったところ、文言の適正化に関する意見を踏まえた修辭的な修正を行っている。

以上